

公立大学法人横浜市立大学内部通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進規程（以下「規程」という。）第5条第2項に規定する内部通報に関し、必要な事項を定めることにより、法人における倫理及び法令違反行為の早期発見と是正を図り、学生及び職員等の利益の損失を最小限に抑え、適正な職務の遂行を確保するとともに、正当に内部通報をした職員等が、不利益な取扱いを受けないように必要な措置を講じ、もって法人の健全な経営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

(通報者の責務)

第3条 職員等は、内部通報を行う場合には、客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

(公立大学法人横浜市立大学内部通報制度委員会の設置)

第4条 理事長は、内部通報を処理するため、公立大学法人横浜市立大学内部通報制度委員会（以下「通報委員会」という。）を設置するものとする。

2 通報委員会に、委員を置く。

3 委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から、理事長が委嘱する。

4 通報委員会に委員長を1名置く。

5 委員長は、委員の互選による。

6 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

8 通報委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(通報委員会の職務)

第5条 通報委員会は、次の職務を所掌する。

(1) 内部通報及び第11条第1項の規定に基づく申出の受付、受理又は不受理の事前調査及び判断、調査、報告並びに公表に関すること。

(2) 第9条第4項に規定する勧告及び告発等の措置に関すること。

2 理事長は、前項に規定する職務の一部について、守秘義務を課した専門事業者等に委託することができる。

3 委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

(通報委員会での内部通報の取扱い)

第6条 通報委員会は、内部通報及び第11条第1項の規定に基づく申出があったとき

は、その内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

2 通報委員会は、前項の規定による内部通報の趣旨の確認により、当該内部通報が第3条後段に掲げる不正な意図又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを受理しないことができる。

3 通報委員会は、内部通報及び第11条第1項の規定に基づく申出の内容が、以下に掲げる事案であるときは、通報者の同意を得た上で、担当窓口へ引き継ぐことができるものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント及びその他人格権侵害並びにこれらに起因する諸問題に関する事案 公立大学法人横浜市立大学ハラスメント防止委員会

(2) 授業など教育活動に関する事案 学務・教務部

(3) 研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に関する事案 企画総務部総務課

(4) 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターの医療安全管理に関する事案 附属病院 総務課、市民総合医療センター 総務課

4 通報委員会は、内部通報を受けたときは、その概要及び当該内部通報に係る受理又は不受理の判断を内部通報報告書（第1号様式）により理事長に報告しなければならない。

5 通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。

6 通報委員会は、受理又は不受理についての決定後、決定結果を通報者に連絡しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に連絡を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（通報委員会の調査）

第7条 通報委員会は、前条第4項の内部通報に係る受理又は不受理の判断のために必要な調査を行うことができる。

2 通報委員会は、内部通報の受理を決定したときは、遅滞なく事実確認のための調査を開始しなければならない。

3 職員等は、前2項の調査にあたってこれに協力しなければならない。

4 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

（通報委員会の事務の補助）

第8条 理事長は、通報委員会の職務の執行に係る事務を補助するため、企画総務部総務課に事務局を置く。

2 通報委員会は、事務が適正かつ円滑に行われるよう事務局を監督しなければならない。

3 事務局は、通報委員会から調査を命ぜられ、当該調査が終了したときは、調査結果を調査報告書（第2号様式）により通報委員会に報告しなければならない。

4 事務局に事務局員を置く。事務局員は、通報委員会の事務を補助したことに關して知り得た秘密を漏らしてはならない。事務局員でなくなった後も、同様とする。

（調査結果の報告等）

第9条 通報委員会は、調査の結果、当該内部通報に係る事務事業に関し、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの又はそのおそれのある行為(以下「法人経営上の違法・不当な行為」という。)があると認めるときは、その内容を調査結果報告書(第3号様式)により、内容を証する資料とともに理事長に報告しなければならない。

2 通報者の氏名はこれを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。

3 理事長は、調査結果の報告を受けたときは、必要に応じて告発するほか、再発防止のため必要な措置をとらなければならない。

4 理事長が相当な期間が経過しても前項の措置をとらないときは、通報委員会は、期限を定めて措置をとるよう勧告することができるものとする。通報委員会が勧告した場合において理事長が措置をとらないときは、自ら公表し、告発する等の措置をとることができるものとする。

5 通報委員会は、調査の結果、当該内部通報に係る事務事業に関し、法人経営上の違法・不当な行為が認められなかったとき、又は調査を尽くしても法人経営上の違法・不当な行為の存否が判明しないときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

6 通報委員会は、調査の結果を通報者に連絡しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に連絡を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

7 通報委員会は、内部通報の件数及び主な内容等を定期報告書(第4号様式)により、理事長に各会計年度の半期ごとに報告しなければならない。

(理事長の責務)

第10条 理事長は、通報委員会の報告等に対して誠実に対処しなければならない。

2 理事長は、通報者が第11条第1項の規定に基づき通報委員会に申出をした場合において、同条第2項の勧告がなされたときは、当該勧告を受けて必要な措置を講じるものとする。

(不利益な取扱いへの対応)

第11条 通報者は、規程第7条により禁止されている不利益な取扱いを受けたときは、その旨を通報委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が内部通報を行った後に受けた不利益な取扱いは、特段の事由がない限り、当該内部通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

2 通報委員会は、内部通報を理由として不利益な取扱いがされたと認められたときは、当該の不利益な取扱いをした者に原状回復その他の改善を勧告することができる。

3 前項の勧告に従わないときは、通報委員会は、その事実を公表することができる。

(不利益な取扱いに関する申出に係る調査)

第12条 前条第1項の申出については、第9条及び第10条1項の規定を準用する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。